

福祉民生常任委員会会議録

平成29年9月19日

北 見 市 議 会

午前 9時59分 開 議

○（隅田委員長） ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○（武田次長） ご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○（隅田委員長） 今定例会におきまして私ども福祉民生常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い、順次行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前 10時00分 再 開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず市民環境部所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○（佐野部長） おはようございます。それでは、当委員会に付託されております議案第1号平成29年度北見市一般会計補正予算のうち、市民環境部が所管いたします補正予算並びに議案第3号北見市の休日定める条例等の一部を改正する条例の関係分、議案第4号北見市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例につきましてご審査をいただきますが、補正予算の審査と改正する条例の審査の2班に分かれてご審査をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、環境課が所管いたします地球温暖化対策事業費では、北見市役所地球温暖化防止実施計画を平成30年度における温室効果ガス排出量削減目標や施策内容を強化、改定するとともに、国が提唱いたします国民運動COOL CHOICEに賛同し、温暖化対策の市民全般への普及啓発活動を推進するため国庫補助金を財源に補正計上いたしました。

次に、廃棄物対策課が所管いたします衛生費寄附金につきまして、イオン北海道株式会社様よりご寄附がございましたので、補正計上させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長よりご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○（鈴木課長） それでは、環境課が所管いたします補正予算案につきまして、委員会資料に基づき補足説明させていただきます。

資料1ページをお開き願ひます。まず、歳入についてですが、地球温暖化対策事業の一環として北見市役所地球温暖化防止実行計画の改定やCOOL CHOICEの普及啓発などを全額補助対象となる平成29年度環境省補助事業の活用も視野に入れ、申請手続を進めましたところ、両事業とも採択通知を受けましたことから、事業強化を図るべく二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として1,360万円を歳入計上いたしました。

続きまして、歳出についてですが、北見市役所地球温暖化防止実行計画の改定事業とCOOL CHOICE普及啓発事業の強化を図るため、国や道など関係機関との協議、打ち合わせのための旅費として12万円を、資料の管理など必要な事務消耗品として6万5,000円を、両事業に係る調査研究及び普及啓発などの委託料として1,428万9,000円を補正計上させていただきます。

続きまして、資料2ページをお開き願ひます。地球温暖化対策事業につきまして、まず背景として平成28年5月、政府が地球温暖化対策計画を策定し、2030年、平成42年までに2013年、平成25年比で温室効果ガス排出量を約26%削減、地方公共団体業務部門で約40%削減とする目標を掲げました。これを踏まえ、市では温暖化対策事業の一つとして、北見市役所地球温暖化防止実行計画改定事業を予定しております。これまでも、市では北見市役所地球温暖化防止実行計画を策定し、平成30年度における市の

事務事業に伴う温室効果ガス排出量削減目標として平成22年度比で二酸化炭素排出量を9%削減することを目標に各種施策に取り組んでまいりましたが、この計画を政府計画に沿った目標や施策内容に順次強化、改定することといたしました。

平成29年度の事業スケジュールについてですが、11月に現行の北見市役所地球温暖化防止実行計画の評価を行い、取り組み状況と温室効果ガス排出量を把握するとともに、温室効果ガス排出量の分析を行い、排出量の多い建物などの傾向を把握いたします。また、11月から翌年1月にかけて代表的施設の調査として図面調査や関係者へのヒアリング、立入調査などを行い、設置されている設備の把握や省エネ手段の検討、設備更新などに係る省エネ期待量の策定を行います。さらに、1月から2月にかけて、市全体の省エネ期待量を算定するため代表的施設の調査結果から市全体の省エネ期待量を推定するとともに、3月はこれらの調査結果などを踏まえて北見市役所地球温暖化防止実行計画を改定する予定としております。

続きまして、COOL CHOICE普及啓発事業についてご説明いたします。平成28年5月、市はCOOL CHOICEに賛同し、これまでも地球温暖化対策の市民啓発に取り組んでまいりました。今年度におきましては、市民全般への普及啓発を継続しつつ、特に事業者や若年層、子育て世代への周知に重点的に取り組んでまいります。

続きまして、資料3ページをごらん願います。平成29年度の事業スケジュールについてですが、まず10月に事業者を対象とした普及啓発広報を行い、地元経済団体と連携し、各種交流会や講習機会においてCOOL CHOICEの理解と賛同を図る取り組みを翌年1月まで継続的に実施いたします。また、11月には市民全般への普及啓発広報として市広報を通じてCOOL CHOICEの周知を図りますとともに、市民向け環境イベントの開催やチラシ、ポスターの作成、配布を予定いたします。

なお、市広報への掲載につきましては、11月と翌年1月の2回掲載する予定です。さらに、12月から翌年1月にかけて、子育て世代や若年層への普及拡大を狙い、環境学習資料の作成及び市内小学生への配布や市内小学生を対象に冬休み自習報告キャンペーン（仮称）を実施して、地球環境保全に向けて自分や家族がやれることを募る事業を考えております。また、1月に事業効果の把握としてCOOL CHOICEの認知度や温暖化対策意識に係るアンケートを実施する予定です。

なお、資料3ページの中段以降に事業イメージ図を掲載いたしました。このイメージ図でお示ししており、本年度予定しておりますCOOL CHOICE普及啓発事業は環境省や公益財団法人北海道環境財団などの協力のもと隣接自治体であります訓子府町及び置戸町との共同で実施する予定としております。特に本事業には2つの大きな試みがございまして、1点目として全国的に余り例がない広域連携事業として実施することで、市がオホーツクの中核都市の役割を担うべくCOOL CHOICEオホーツク（仮称）をテーマに掲げ、温暖化対策に関するオホーツク地域への発信拠点として取り組む狙いがございます。また、2点目といたしまして、公共交通への理解や利用拡大が温暖化対策につながることを主要テーマの一つに掲げることで、例えば訓子府町や置戸町の事業費を活用したラッピングバスが市内各所を走る予定であることなど、1市2町が連携して公共交通の利用拡大の周知や情報発信も行う点でございます。

以上で環境課が所管いたします補正予算案に係る補足説明を終わらせていただきます。

○（市山課長） それでは、廃棄物対策課が所管しております一般会計補正予算について、委員会資料に基づきご説明をさせていただきます。

資料4ページをお開きください。歳入の衛生費寄附金ですが、本年7月12日にイオン北海道株式会社様から環境保全事業に対する寄附といたしまして

8,236円のご寄附をいただき、環境事業費寄附金に計上したところでございます。

私からは以上でございます。審査のほどよろしくお願いたします。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、市民環境部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) 今説明いただいたのですけれども、地球温暖化対策事業、本年度が1,400万円ですか、計上されているわけでありましてけれども、ここに挙がってくるのが調査だとか、それから設備を把握する、または検討するという形なのですけれども、この平成29年度においては調査だけをして、実際の行動というものは次年度以降になるという考え方なのかどうか、お示し願いたいと思います。

それから、COOL CHOICEの関係なのですが、市民周知、これからどのようにされるのかわからないのですけれども、具体的な内容というのが、具体的に挙げるとどうということが進められていくのか。例えばの話、これ訓子府町と置戸町が入って、中核都市でCOOL CHOICEオホーツクということでやるのはいいのです。北見市だけでやるのではなくて、やはり近隣町村も巻き込んだ中でやっていかないと、これは効果が上がらないものだと考えています。その中で、今言った具体的なというのは、例えば訓子府町あたりだと、できるかできないかわからないのですけれども、公共交通の利用拡大というところに電気自動車利用普及周知というのがありますね。北見市にはそれが入っていない。こういったところでどうやって内容を説明していくのかお示し願いたいと思います。

以上です。

○(鈴木課長) ただいまの鈴木委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目、平成29年度の調査関係の事業が多いということでございました。資料にも記載しましたとおり、今回の温暖化対策事業につきましては、

1つ目が北見市役所の地球温暖化防止実行計画の改定事業、2つ目にCOOL CHOICEの普及啓発事業ということで、2つの事業を計上させていただいております。まず、1つ目の地球温暖化防止実行計画につきましては、今回はその実行計画の策定のための経費ということになりますので、実行計画を、よいものをこれから北見市としてつくり上げていくために、あくまでも綿密な調査やいろいろな聞き取りですとか、あと検討といった事業が中心になるということで捉えていただければと思います。

それから、2つ目ですが、COOL CHOICEの普及啓発事業につきまして、訓子府町と置戸町との広域連携の中で具体的にこういった事業を進めていく考え方があるのかということでございます。当然事前に訓子府町や置戸町と協議、相談をいたしまして、それぞれ役割分担を図りながら、北見市の事業としては例えば地元経済団体と連携した普及啓発事業ですとか、子供向けのキャンペーンですとか、そういったソフト的なところをまず役割として中心を担って、そして訓子府町も電気自動車の利用啓発の事業もございましてけれども、1市2町が連携して役割、任務分担をしながら啓発事業を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○(鈴木委員) 内容はよくわかりました。実行計画を作成するための今年度であるという形で、具体的な形のもは、まだまだこれから出てくるということで理解いたしました。

ここにも委託料が出ているのですけれども、これいろいろな形の中で委託料も使われるのだらうと思うのですけれども、こういう1,447万4,000円という大きな金額でありますから、しっかりと実行計画をつくれるように頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○(隅田委員長) 意見でよろしいですね。

○(鈴木委員) はい。

○(菊池委員) 同じく今の地球温暖化対策事業費ですけれども、政府の策定した計画が2030年までということで、それと2013年比で云々という削減目標を掲げています。今説明いただいた北見市役所地球温暖化防止実行計画に北見市役所と、役所という言葉が入っている意味が余りよくわからないのです。それで、できれば北見市地球温暖化防止計画というのがふさわしいかと思います。ところが、いろいろスケジュールのところ見ていると11月から1月にこの代表的施設の調査云々と。ヒアリング、立入調査となっているのですけれども、北見市役所の施設であれば立入調査という言葉になるのかとも思います。それで、これが北見市役所でなくて、北見市地球温暖化防止計画であれば、例えば北見市の中で温室効果ガス、そういうものをどれだけ排気しているかと、発生させているかという調査にはなると思うのですけれども、どうも北見市役所と名前がつきますと、民間の皆さんはそれはまた別のところの計画だと思ってしまうのではないかと。この事業費の何か正当性がちょっと薄いと思うのです。その点をお聞きしたいと思います。

もう一点は、北見市も温室効果ガスを出していると思いますけれども、温室効果ガスを光合成で少なくする機能も北見市は持っていると思うのです。その点の把握というのはもっと強調していくべきではないかという意見も逆にあるのですけれども、その点はどう考えているのでしょうか。

以上です。

○(鈴木課長) ただいまの菊池委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でございます。北見市役所地球温暖化防止実行計画という小さなくくりではなくて、北見市の実行計画を考えるべきだというお話がございました。実は地球温暖化防止実行計画に関し、私たち環境課としては2つの課題として押さえてございまして、1つが事業者として当然北見市役所地球温暖化防止実行計画、北見市役所の温暖化対策を進め

ていくための計画を策定すべきであるという問題と、もう一つ、北見市の環境基本計画にも掲載してございますが、地域計画といひまして、北見市の地球温暖化防止実行計画をつくらなければならないと実は課題として押さえております。今はまだ北見市の地球温暖化防止実行計画は未策定でありまして、鋭意策定するように事業を進めようと今考えてございます。北見市の環境基本計画にも目標は掲載してございますので、それで当然取り進めると。ただ、そこまで制度が至っていないくて、とりあえず北見市役所の地球温暖化防止実行計画をまずしっかりとしたものをつくってから外に発信していこうという考え方がございまして、今回とりあえず北見市役所をまず襟を正すという意味で実行計画をしっかりとしたものをつくる予定としてございます。

それと、もう一点、北見市では当然温室効果ガスを少なくする機能をもっと強調すべきと。さまざまな施策がございまして。今委員からいただきましたとおり、もしかしたら私も発信が不足している分もあると思いますので、その点は例えばこういった実行計画の策定のいろいろな議論の中、あるいはC O O L C H O I C Eの普及啓発の中でいろいろと市民向けに発信に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○(佐野部長) ただいまの課長の答弁に若干補足をさせていただきます。

今回補正計上させていただきました本補助金の趣旨でございますけれども、これは地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、地方公共団体の実施計画の策定、改定、同計画に基づく取り組みの大胆な強化、拡充を促し、取り組みの企画、実行、評価、改善のための補助金となっております。具体的な補助金の活用方法といたしましては地方公共団体が保有する施設の省エネルギー化を促進し、それによって政府の地球温暖化対策計画に寄与することを目的とすると。まず、課長が答弁

しましたとおり1つ目といたしまして、今回は北見市という事業者としての計画を立てさせていただきたいと考えております。そして、その次にある大きなくりでの北見市環境計画になりますのが新たな北見市の地球温暖化、市役所を抜かしました防止計画という2段階の考え方を持っていることをご理解いただきたいと思います。その中で、先ほど菊池委員がおっしゃられましたとおり、例えば光合成などを通じてのCO2削減、それらも含めた考え方を入れていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○(菊池委員) 流れはわかりました。北見市の温暖化計画に移っていける段階というのが早く来るといいなと思いますけれども、この国の目標実現に関して言うと民間サイド、いわゆる北見市役所以外と言ったらあれですけども、広い意味でその部分の啓蒙、啓発というのはどんな形になっていくのでしょうか。その点も伺いたいと思います。

○(飯田委員) 今、排出事業者についてちょっとお話が出たのですが、1本で北見市になっているのか、それとも北見市と上下水道局とか教育委員会とかいろいろ排出事業者があると思うのですが、その辺の状況というのですか、どうなのか。

そしてまた、背景が温室効果ガスを約26%削減とあって、地方公共団体の業務部門で約40%とあるのです。このところ、背景はわかるのですが、例えば上下水道局とか教育委員会とか市の本庁部局、こういったところはどのような形になるのか、わかる範囲でいいので、教えていただきたいと思います。

○(鈴木課長) まず菊池委員のご質問にお答えしたいと思います。

北見市の今後、温暖化防止実行計画を検討していくに当たって、事業者への啓蒙、啓発の方法ということでお話がございました。とりあえずCOOL CHOICEも含めてなのですが、まず事業者向け、地元経済団体向けに地球温暖化防止の考え

方とか啓発を今進めているところでございまして、今後北見市の市全体の温暖化防止の対策をどうつくり上げていくかというのは、今後の課題ではございますけれども、まず今ソフト事業を中心に啓蒙、啓発を進めていくと。今回もCOOL CHOICEの普及啓発事業の中にも地元経済団体と連携しながら、いろいろな事業者向けのCOOL CHOICE及び地球温暖化対策の意識づけということを進めてございますので、そういったツールを使いながら今後もいろいろな手法でもってPRしていきたいと考えてございます。

それから、飯田委員のご質問にお答えいたします。上下水道局ですとか、例えば教育委員会、学校の部門との連携の話だと思いますが、こちらにつきましても、実は北見市役所の地球温暖化防止実行計画の対象施設の中に関連する上下水道局や学校という施設も入ってございます。当然こういった事業の検討とかいろいろな協議の中には、上下水道局の担当者ですとか、あと学校、教育委員会のご担当者様も入りながら連携して事業を進めているところでございますので、その旨でご理解いただければと思います。

以上でございます。

○(菊池委員) 要望のような意見のようなものですが、先ほど部長からも若干答弁ありましたが、いわゆるカーボンオフセットと言っていたかと思いますが、北見市の場合は相当な面積の森林を持っているということも、これは国の計画の中に位置づけてもらいたいと思うのですが、そういう中でなかなか農業関係、林業関係の植林が進まないという点では、かなりの補助金は出るのですが、それでも自己負担というのがあって、親から子供に引き継いでいけないという現状もあって、森林が果たしている役割を相当強調することで、分野は林業関係ということになりますけれども、そういうところに対する国の考え方、お金の出し方、それから実際にそういうものに対する補助制度、そういうものにつながるような意味では、やは

りこの地域の森林などが果たしている役割をどう強調していくか。これは課題だと思います。そういう点で、以前は全日空だとか日航だとかが相当な排気ガスを出すのですけれども、そういうところは、例えば何々町の山林の半分は、それは日航がそこにお金を投入しますよと。投入というほどではないのですけれども、そういうような取り組みも近隣町で行われています。そういうようなことにもつながるような意識を、排出もありますけれども、酸素を出しているという側にもいるわけで、北海道全体としては強調すべき課題なのではないかと思っておりますので、その点もぜひやってほしいなと思います。

○（隅田委員長） 意見でよろしいですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で市民環境部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部及び留辺蘂総合支所所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（佐野部長） 次に、条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

議案第3号北見市の休日を定める条例等の一部を改正する条例につきましては、本条例改正に伴いまして、同条例に準じて休日を定めている市民環境部及び留辺蘂総合支所が所管いたします施設条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第4号北見市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例につきましては、北見市端野町廃棄物処理場及び北見市端野町リサイクルセンターの

閉鎖に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当支所長並びに所長よりご説明させていただきますが、議案第3号の北見市の休日を定める条例等の一部を改正する条例の関係分につきましては、改正内容が同じでありますことから、一括して相内支所長よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○（神野支所長） 続きまして、議案第3号北見市の休日を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。本条例改正に伴い同条例に準じて休日を定めている市民環境部及び留辺蘂総合支所が所管する施設の条例の一部改正について、委員会資料に基づきご説明申し上げます。

資料5ページをごらんください。初めに、一部改正を行う市民環境部、留辺蘂総合支所所管の条例といたしましては、議案第3号第2条の相内支所所管の北見市相内地区住民センター条例、第3条と第6条の留辺蘂総合支所市民環境課所管の北見市留辺蘂町民会館条例及び北見市留辺蘂西区住民センター条例、第5条と第7条及び第12条の留辺蘂総合支所温根湯温泉支所所管の北見市温根湯温泉福祉センター条例、北見市温根湯温泉スポーツセンター条例及び北見市留辺蘂町大和ノーマルセンター条例、第8条の市民生活課所管の北見交通安全研修センター条例、第9条の東相内出張所所管の北見市東相内地区住民センター条例、第23条のクリーンライフセンター所管の北見市廃棄物処理施設条例の9つの条例であります。

次に、（1）改正事由についてであります。北見市の休日を定める条例の年末年始の休日が12月29日から翌年の1月3日までに改正される予定でありますことから、改正内容に基づき条例で休館日、または休所日を定めている施設につきまして同様の改正を行うものであります。

次に、（2）改正内容についてであります。これら9つの条例につきましては休館日、または休所

日をそれぞれ12月30日及び12月31日から翌年の1月5日までとしているところではありますが、それを12月29日から翌年1月3日までに改めるものであります。

次に、資料6ページをごらんください。(3)施行日ではありますが、平成30年4月1日施行予定としております休館日、または休所日の変更は、平成30年度の年末年始から実施されるものであります。

次に、(4)市民周知の方法等改正までのスケジュールについてであります。平成29年度中に必要な事務手続を行い、本年秋口に規則、規定等の整備、関係機関、指定管理者等への周知を行い、平成30年3月末に広報きたみ4月号にて市民周知を、平成30年4月1日に条例・規則、要綱、要領等を施行し、平成30年11月末に広報きたみ12月号にて再度市民周知を行いまして、平成30年12月29日から翌平成31年1月3日までを年末年始の休日とし、平成31年1月4日、仕事始めとスケジュールを予定しております。

次に、(5)の各条例新旧対照表ではありますが、北見市相内地区住民センター条例から資料10ページの北見市廃棄物処理施設条例の9つの条例にかかわる新旧対照表を記載しております。

私からは以上でございます。

○(三野センター長) 続きまして、クリーンライフセンターが所管しております議案第4号北見市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について、委員会資料に基づきご説明申し上げます。

資料11ページをごらんください。一部を改正する条例につきましては、北見市端野町廃棄物処理場及び北見市端野町リサイクルセンターの閉鎖に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

改正事由についてであります。平成29年8月28日の福祉民生常任委員会において端野総合支所より北見市端野町廃棄物処理場等の閉鎖についてご報告させていただいております。北見市端野町廃棄物処理場及び北見市端野町リサイクルセンターにつきましては、平成27年度末をもって最終処分場の埋立

容量を満たしたことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき平成28年度に最終覆土を行い、平成29年6月26日、北海道へ一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届け出書を提出し、受理されたところでございます。今後においては、廃止に向けた管理などを行ってまいります。廃棄物の受け入れを終了し、閉鎖したことから、本条例から削除し、所要の改正を行うものであります。

資料11ページ、12ページにはただいまご説明しました新旧対照表を掲載いたしております。

以上でクリーンライフセンターにかかわります一部を改正する条例につきまして補足説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、市民環境部及び留辺蘂総合支所を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) 5ページの改正内容の統括表は12月31日から翌年1月5日までを29日から3日までに改めるとあったのですけれども、ちょっと私わからないのは東相内住民センターの条例新旧対照表のところでは12月30日から5日までが現行となっておりますけれども、これはこのとおりで正しいのでしょうか。

それから、廃棄物の関係の施設なのですけれども、年末の大掃除でできるだけ遅くまでやっていただくと助かるという話もあるのですけれども、特別に臨時であけるとか、そういうような配慮はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

以上です。

○(飯田委員) 今回12月29日から1月3日ということで変更したいということなのですけれども、今までも同じだと思っておりますけれども、例えば12月の今回でいうと28日が土日だとか1月の3日が土日の場合というのは、このところに記載がないのですけれども、北見市の休日を定める条例の中には細かいところはうたっているのかどうかだけ確認を

させていただきます。

○(三野センター長) 菊池委員からクリーンライフセンターにおける臨時開場についてのご質問ですが、クリーンライフセンターにおいては正月三が日、1日、2日、3日及び日曜日以外を臨時開場として考えておりまして、今までも正月三が日、日曜日以外を臨時開場として取り扱ってまいりました。今後においても同じような対応をしていきたいと思いません。

以上です。

○(井上次長) 初めに、菊池委員からご質問いただきました東相内地区住民センターの関係でございますが、先ほど5ページの改正事由のところでは12月31日から翌年の1月5日までとお話しましたがけれども、先ほどの神野支所長の説明の中でも12月30日及び12月31日ということで説明をしました。東相内地区住民センターについては、現行12月30日から1月5日までの休日ということでございますので、よろしく願いいたします。

次に、飯田委員からご質問いただきました例えば12月28日だとか29日が土日の場合ということなのですが、現行の北見市の休日を定める条例におきましては日曜日、土曜日、それから国民の祝日に関する法律に規定する休日、それから年末年始の休日ということで、例えば28日が土日になった場合というふうな定めは特にしておりません。

私からは以上です。

○(飯田委員) 国民の祝日はわかるのだけれども、例えば土日が重なる場合は、やはり条例にきちんと文言を入れたほうが良いと思うのです。それがなかったら、今回12月29日から1月3日までとなっていますけれども、1月3日が例えば土曜、日曜とかかかってきたら1月の6日ぐらいから仕事始めになるわけですね。そういったところは私はきちんとこの北見市の休日を定める条例の中にしっかりうたって、なおかつこの休日を12月29日から翌年の1月3日までと定めるのが本当だと思うのですけれども、見解

をお伺いしたいと思います。

○(佐野部長) 住民センターの設置条例の休館日の考え方でございますけれども、それぞれの住民センターは休館日につきましては土曜、日曜関係なく、例えばどここの住民センターの休館日は火曜日とする。どここの休館日は月曜日とするということで、日を統一して休みとしている考え方はございません。そのため、ここの部分につきましては土曜、日曜、私どもの事務、一般でいいます事務とは別に休館日が定められておりますことから、土日の部分については書いていないことをご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○(飯田委員) 今部長のほうから答弁があったのですけれども、この所管の常任委員会のところはわかるのですけれども、ほかの部署もいろいろあるわけですね。そういったところで考えるとやはり私は、これは意見にしますけれども、もし場所ごとに違うのであれば違うように条例で定めるべきだと思います。これは意見です。

○(隅田委員長) ほかにご質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、市民環境部及び留辺蘂総合支所の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時46分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(大栄部長) おはようございます。議案審査の前に、委員長のお許しを得ましたので、昨日の北見自治区の敬老会について、口頭ですが、ご報告させていただきます。

9月18日未明に暴風雨警報が発表されたこと、台風18号が近づいていることにより式典、アトラクシ

ヨンの中止を早朝に判断しました。しかし、長寿祝金と来場記念品については、ご案内とおり実施させていただきました。昨年と同程度の1万1,000人余りの方が来場されましたが、来場された方からはアトラクション等の中止に残念ですと帰られた方もいらっしゃいました。

それでは、私から本定例会に提案し、当常任委員会に付託されております議案第1号一般会計補正予算のうち保健福祉部が所管します補正予算及び議案第2号国民健康保険特別会計補正予算について概要を説明させていただきます。

初めに、議案第1号一般会計補正予算についてありますが、総務課、障がい福祉課、保護課所管では、それぞれの平成28年度の事業費確定に伴い、国または道の負担金などの精算返還金を補正計上させていただきます。

次に、議案第2号国民健康保険特別会計補正予算についてありますが、平成28年度の療養給付費と交付金の確定に伴い、精算金を補正計上させていただきました。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○(池田課長) おはようございます。それでは、私から総務課所管に係る補正予算について、お手元の委員会資料に基づきご説明いたします。

資料1ページをお開きください。社会福祉総務費では、平成28年度中国残留邦人等地域生活支援事業費の確定に伴い国庫補助金の精算返還金を補正計上いたしました。

私からは以上でございます。

○(水落課長) 私から障がい福祉課所管に係る補正予算について資料に基づき説明いたします。

資料2ページをお開きください。歳入になります。自立支援給付費負担金及び障がい児施設給付費等負担金につきましては、平成28年度の給付費等の精算に伴い国及び道からそれぞれ追加の交付がござ

いましたことから、所要額を補正計上いたしました。

3ページをごらんください。障がい者福祉費及び下段の相談支援費では、特別障がい者手当等給付費負担金、介護給付費等負担金、障がい児通所等給付費負担金に係る精算返還金をそれぞれ補正計上いたしました。

私からは以上でございます。

○(貝沼課長) 私から保護課所管に係る補正予算について資料に基づきご説明いたします。

資料4ページをごらんください。平成28年度法定扶助費などの確定に伴い、歳入では国庫補助金及び道負担金の追加交付を、また歳出では国庫負担金などの返還金をそれぞれ補正計上いたしました。

私からは以上でございます。

○(佐野課長) 私から国保医療課が所管いたします国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

資料5ページをごらんください。下段の歳出、諸支出金の償還金ではありますが、退職被保険者に係る療養給付費等の一部として交付される療養給付費等交付金について、平成28年度交付額の確定に伴い精算金が生じたことから、基金繰入金を財源に補正計上するものであります。

私からは以上であります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、保健福祉部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で保健福祉部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部及び3総合支所所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(大栄部長) 続きまして、議案第3号北見市の休日を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。保健福祉部及び総合支所が所管する各施設について概要をご説明させていただきます。

議案第3号の北見市の休日を定める条例に定める年末年始の休日が12月29日から翌年の1月3日までに改正されることから、これにあわせ同条例に準じて休日を定めている保健福祉部所管施設などにつきましても同様の改正をするほか、所要の改正を行うものであります。

私からは以上でございますが、詳細につきましては一括して保健福祉部総務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○(池田課長) それでは、私から議案第3号北見市の休日を定める条例等の一部を改正する条例について、本条例改正に伴い同条例に準じて休日を定めている保健福祉部及び各総合支所が所管する施設の条例の一部改正について、委員会資料に基づきご説明申し上げます。

資料6ページをごらんください。初めに、一部改正を行う保健福祉部、各総合支所所管の条例といたしましては、留辺蘂総合支所保健福祉課所管の北見市はあとふるプラザ条例、保健福祉部総務課所管の北見市総合福祉会館条例及び北見市高齢者福祉会館条例、常呂総合支所保健福祉課所管の北見市老人いこいの家条例、端野総合支所保健福祉課所管の北見市立端野デイサービスセンター条例、留辺蘂総合支所静楽園所管の北見市留辺蘂ふれあいセンター条例、健康推進課所管の北見市保健センター条例の7つの条例であります。

次に、(1)改正事由についてであります。北見市の休日を定める条例の年末年始の休日が12月29日から翌年の1月3日までに改正される予定でありますことから、改正内容に基づき条例で休館日を

定めている施設につきまして同様の改正を行うものであります。

次に、(2)改正内容についてであります。北見市はあとふるプラザ条例から北見市保健センター条例まで7つの条例につきましては、休館日または休所日をそれぞれ12月31日から翌年の1月5日までとしているところであります。それを12月29日から翌年の1月3日までに改めるものであります。また、あわせて北見市はあとふるプラザ条例では別表の備考4の時間を午後10時から午後9時に、北見市老人いこいの家条例では第5条の開設時間及び別表の備考3の時間を午後5時15分から午後5時30分に、北見市保健センター条例では第4条の開館時間を午後5時30分にそれぞれ改正するものであります。

資料7ページをごらんください。(3)施行日であります。休館日及び休所日の変更は平成30年4月1日施行を予定しており、平成30年度の年末年始から実施されるものであります。また、時間の変更につきましては、北見市はあとふるプラザ条例については平成30年4月1日施行を予定し、北見市老人いこいの家条例及び北見市保健センター条例については公布の日から施行するものであります。

次に、(4)市民周知の方法など、改正までのスケジュールについてであります。平成29年度中に必要な事務手続を行い、本年秋口に規則、規程等の整備、関係機関、指定管理者等への周知を行い、平成30年3月末に広報きたみ4月号にて市民周知を、平成30年4月1日に条例・規則、要綱、要領等を施行し、平成30年11月末に広報きたみ12月号にて再度市民周知を行いまして、平成30年12月29日から翌平成31年1月3日までを年末年始の休日とし、平成31年1月4日を仕事始めとする予定であります。

次に、(5)各条例新旧対照表であります。北見市はあとふるプラザ条例から北見市保健センター条例までの7つの条例に係る新旧対照表について資料7ページから9ページまでに記載しております。

私からの説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○（隅田委員長） 補足説明が了しましたので、保健福祉部及び3総合支所を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で保健福祉部及び3総合支所の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども未来部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（滝沢部長） それでは、私から当委員会に付託されております議案第1号平成29年度北見市一般会計補正予算並びに議案第3号北見市の休日を守る条例等の一部を改正する条例につきまして概要をご説明させていただきます。

子ども未来部保育課が所管いたします一般会計補正予算についてでございますが、保育施設等整備事業費補助金として認定こども園園舎移転改築工事に係る補助金の増額について、国庫交付金及び道補助金を財源に補正計上いたしましたほか、保育施設等運営費負担金返還金及び保育施設等運営費交付金返還金として精算返還金を計上いたしました。

次に、休日を守る条例等の一部を改正する条例についてでございますが、年未年始の休日を北見市の休日を守る条例に準じて定めております子ども未来部が所管する施設につきまして、市の休日を守る条例の改正にあわせ所管条例の改正を行うものでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長からご説明させていただきますので、よ

ろしくお願いたします。

○（苅込課長） それでは、私から議案第1号平成29年度北見市一般会計補正予算のうち保育課の所管にかかわります補正予算並びに議案第3号北見市の休日を守る条例等の一部を改正する条例のうち子ども未来部が所管いたします条例の一部改正につきまして、お手元に配付させていただいております委員会資料に基づき補足説明させていただきます。

初めに、保育課所管の補正予算についてですが、歳出からご説明させていただきます。資料2ページをごらんください。保育費の保育施設等整備事業費補助金でございますが、平成28年度から2カ年により社会福祉法人等が実施しております認定こども園の園舎の移転改築事業に対する補助金のうち本年度分の交付額に対し、国の補助基準額の増額改定等により、国及び道から保育施設等整備事業費交付金並びに認定こども園施設整備事業費補助金の追加内示がありましたことから、現年度分といたしまして所要額について補正計上させていただくものでございます。次に、資料中段、過年度精算返還金ですが、幼稚園、保育園、認定こども園などに対する給付費の国並びに道負担金などにつきまして、平成28年度事業費の確定に伴い国並びに道への精算返還金をそれぞれ計上させていただくものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。委員会資料1ページにお戻りください。先ほど説明いたしました歳出のうち保育施設等整備事業費の財源として国庫交付金並びに道補助金をそれぞれ計上させていただくものでございます。

続きまして、子ども未来部が所管いたします北見市の休日を守る条例等の一部を改正する条例について一括してご説明いたします。委員会資料3ページをごらんください。保育課が所管いたします北見市立保育所条例及び北見市指定管理者が管理するへき地保育所条例の一部改正、子ども総合支援センターが所管いたします北見市子ども総合支援センター条例の一部改正並びに青少年課が所管いたします北見

市児童館条例及び北見市勤労青少年ホーム条例の一部改正についてご説明いたします。

初めに、(1)改正事由ですが、北見市の休日を定める条例に準じて休日を定めております子ども未来部が所管する施設について、市の休日を定める条例の改正にあわせ、12月31日から翌年の1月5日までとしております年末年始の休日を12月29日から翌年の1月3日までに改正するものであります。

次に、改正内容ですが、北見市立中央保育園ほか9施設、上仁頃みどり保育所ほか6施設、北見市子ども総合支援センターきらり、北見市高栄児童センターほか15施設、北見市勤労青少年ホーム、計32施設に係る条例につきまして休日等を改正するものでございます。

詳細につきましては、資料4ページから5ページ、(5)条例新旧対照表といたしまして、それぞれの条例ごとに新旧対照表を記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

資料3ページにお戻り願います。下段、(3)施行日及び(4)市民周知の方法等改正までのスケジュールにつきましては、全庁的に統一して実施するもので、先ほどの市民環境部、保健福祉部等からの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、子ども未来部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) 2ページ目の過年度精算返還金ですか、1億円近い金額になっていますけれども、内容的なものをお示し願いたいと思います。

○(苅込課長) ただいま鈴木委員からご質問いただきました返還金の内容でございますが、まず保育施設等運営費負担金返還金、これにつきましては先ほどご説明させていただきましたが、幼稚園、保育園、認定こども園等、民間の教育、保育施設に対し

て給付する施設型給付費の国と道、市の負担割合が決まっております、それに対する負担金、これに対する平成28年度の確定額なのですが、総額については大体23億円程度のうちの約1億円近い額が返還ということになっております。もう一つ、交付金、これにつきましては特別保育事業を行っていただいている民間の教育、保育施設に対する補助金に対する事業費の確定に伴う返還金となっております。

以上でございます。

○(隅田委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で子ども未来部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○(清水室長) お疲れさまです。それでは、本定例会に提案しております議案第1号一般会計補正予算のうち、地域医療対策室所管にかかわります補正予算の内容につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、常呂厚生病院運営費補償補助金では同病院の平成28年度決算確定による経営損失金を、また救急医療等支援事業費では北見赤十字病院及び社会医療法人明生会道東脳神経外科病院が担う救急医療等不採算部門における収支不足に対し、いずれも国の公的機関等への特別交付税による財源措置を活用し支援をいたすものでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては主幹から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○(山下主幹) それでは、地域医療対策室所管に

かかります補正予算の内容につきまして補足説明させていただきます。補正予算説明書では、歳出が11ページから12ページでございます。

委員会資料1ページをごらんください。歳出でございますが、常呂厚生病院運営費補償補助金では、債務負担行為として常呂厚生病院の平成28年度決算による運営損失金1億224万円を補助いたすものでございます。

次に、救急医療等支援事業費では、公的病院である北見赤十字病院と社会医療法人明生会が運営する道東脳神経外科病院の救急医療等の収支不足額3億9,783万6,000円を補助いたすものでございます。

次に、補正案件の具体的内容でございますが、資料2ページをごらんください。(1)常呂厚生病院運営費補償補助金についてでございますが、平成28年度運営損失金に対する支援として、北海道厚生農業協同組合連合会との常呂厚生病院の運営に係る協定により、同病院の収支不足額に対して国の特別交付税による財政措置を活用し支援を行うものでございます。平成28年度では、収支不足額は1億224万円となったものでございますが、資料2ページの中段から資料3ページの上段にかけて、参考資料として常呂厚生病院の平成28年度収支計画・実績対比表を添付しております。計画との対比では、1日当たりの外来患者数、入院患者数がそれぞれ2人の減、人間ドックが80人の増となっております。収入の部では、人間ドック等の受診者数の増などの影響から医業収益の小計で351万8,000円の増となり、その他収益と合わせまして1,061万4,000円の増となっております。また、資料3ページ上段の費用の部では、事業費用について経費節減などにより2,804万9,000円の減となり、その他費用と合わせまして2,114万6,000円の減となりましたことから、収支差額は1億224万円の不足となったものでございます。

なお、資料には記載しておりませんが、前年と比較いたしますと1,714万5,000円の収支改善となったところでございます。

常呂厚生病院におきましては、依然として外来、入院患者数の減から経営は厳しい状況にございますが、医師3名体制が維持されるとともに、救急告示病院としての救急患者の受け入れ、みとりや在宅診療にも積極的に取り組まれているほか、地域に根差した医療の提供を行っており、今後も自治区内の事業所への訪問を行い、人間ドックなど健診事業の拡大を図り、受診者の増につなげてまいりたいとこのことでございます。市といたしましては、常呂自治区唯一の医療機関として自治区住民はもとより、周辺地域の皆様が安心して入院を含めた医療の提供を受けられるよう北海道厚生連並びに同病院に対し引き続き経費縮減を求めるとともに、同病院の安定運営のため支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、資料3ページ中段、(2)救急医療等支援事業費についてでございますが、公的病院等の収支不足に対する支援として、本市では公立病院にかわり公的医療機関が担っている不採算医療等の収支不足に対し、国の特別交付税による財政措置を活用し支援を行っておりますが、対象病院及び対象部門につきましては北見赤十字病院の救命救急医療、小児救急医療、周産期医療、社会医療法人明生会道東脳神経外科病院の救急医療を対象としております。

次に、助成の考え方でございますが、特別交付税で措置される各部門の基準額と対象病院の各部門の前年度収支不足額を比較し、それぞれ少ないほうの額を補助予定額とするものでございます。

次に、資料4ページをごらんください。今年度の補助金額でございますが、公的病院等に係る特別交付税につきましては毎年度改定されますことから、算定における特別交付税基準額は平成28年度の基準額を記載しておりますが、交付に当たりましては本年度の基準額が前年を下回る場合はその基準額をもって限度とするものでございます。(ア)北見赤十字病院の算定では、収入欄の医業収益のうち、それぞれ3部門の補助対象経費への充当Aに、国・

道補助金Bを加えたものから支出欄の補助対象経費分の支出Cを減じた収支不足Dと特別交付税基準額を比較し、少ないほうの額を補助金額とするものでございますが、平成28年度決算におきましては、3部門とも収支不足額が特別交付税基準額を上回りますことから、合計で3億4,457万2,000円を補助することとなります。同様に(イ)道東脳神経外科病院の算定では5,326万4,000円を補助することとなります。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、地域医療対策室を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) ちょっと中身について教えてほしいのですが、常呂厚生病院に対して特別交付税で財政措置をすと言っているわけでありまして、またそれに対しても債務負担行為であるという形なのですか、特別交付税はどのくらい入っているのか教えてください。

それから、スタッフ数、医師が3名体制で行われていると言っておりました。今全員でどの程度のスタッフで運営されておられるのか教えていただきたいと思えます。

以上です。

○(菊池委員) 本会議の質問だったかと思えますけれども、交付税額の損失に対する割合のことに室長が言及していたかのように思いますが、その点についてどういう経過というか、もう決定事項なのか、そういう方向性なのか、そういうことも含めてご説明願えればと思えます。

○(宮沢委員) 日赤に補助しているのですけれども、日赤の医者が研修生に毛が生えたような医者で、非常に評判が悪いので、いい医者を配置していただくように要望してください。

○(隅田委員長) 意見でよろしいですね。

○(宮沢委員) はい。

○(小熊係長) 鈴木委員からいただきましたご質問にお答えいたします。

常呂厚生病院に対する補助金に対しまして、特別交付税がどの程度措置されるかというご質問でございましたけれども、今年度の算定見込み額でいきますと1億8,359万82円の補助に対しまして特別交付税措置額は8,668万7,000円の交付見込みをしているところでございます。

次に、常呂厚生病院のスタッフの数でございますけれども、平成28年度末、平成29年3月現在でございますけれども、非常勤職員を常勤換算した数字で申し上げます。医師は3.2人、准看護師や介護福祉士等を含めた看護職員が35.7人、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、栄養士、これらが各1人、事務員が6人、医療助手が2人、計51.9人の体制で診療を行ってまいりました。

私からは以上でございます。

○(山下主幹) 菊池委員より不採算地区医療等に対します特別交付税の措置率等の質問をいただきました。北見市では公的病院に対しまして、特別交付税を財源としまして支援を行っているところでございますが、平成28年度の省令改正によりまして、国税措置率は支援額の8割に変更になったところでございます。補助金の算定につきましては、北見市の補助金額に対しまして8割で算定されておりました金額と国税基準額を比較しまして、少ないほうの金額が特別交付税で措置されるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○(鈴木委員) 特別交付税が8,600万円とお伺いいたしました。約2,000万円が北見市からの債務負担行為という形で受けとめておいていいのかと考えております。平成28年度で1億224万円という形でありまして、合併して協定を結んでから10年になるのかと考えていますけれども、総額でどのくらいここに投入されているのか。補助金として措置されているのか。それから救急体制が整っているという話

でありました。救急体制には当然いろいろな形があるのだと思うのですが、手術室だとか、そういったところは3年間で何人ぐらい使っているのか。その辺のところをちょっとお聞きしたいです。

○(菊池委員) 平成28年度から交付税措置は損失額の8割だということで、先ほどの鈴木委員の質問と重なるのですが、この内容といえますか、自治体病院及び公的病院ということになると思うのですが、活性化期成会等の動きが余り見えなかったのです。8割になるときの経過、私もはっきりと記憶がないのですが、その点の動きとしては、ことしの要望に入っていなかったようにも思うのです。どうだったでしょうか。その点お聞きします。

○(小熊係長) 鈴木委員からいただきましたご質問にお答えいたします。

常呂厚生病院に対する補助のこれまでの額でございますけれども、平成19年度より常呂厚生病院に対して補助してまいりました。今年度、平成29年度の補助予定額を含めまして、合計で10億6,237万8,886円の運営費補助となるものでございます。

私からは以上でございます。

○(山下主幹) 鈴木委員から手術室の利用についてのご質問がございました。常呂厚生病院につきましては、救急告示病院として24時間救急を行っているところでございますが、医師の体制といたしましては内科の医師が2名、外科の医師が1名ということで、外科の手術等には今現在対応できていないという状況でございますので、手術につきましては、現状としましては実施はされていないということでお聞きしております。

あと、菊池委員からご質問のございました活性化期成会の要望についてでございますが、具体的に措置率について言及した要望等は行っておりませんが、公的病院が安定的に運営できるように国の交付税措置、財源措置について要望する内容で毎年度要望している状況でございます。

以上でございます。

○(菊池委員) 非常に国も医療に対して厳しい姿勢というのがあるのですが、全体的にいうと北海道では15%ぐらいのベッド減を、特にオホーツクも含めて求められているようなことなのですが、厚生病院の考え方としては、国の医療構想に対してどういう経営方針でいこうとしているのかというか、難しい話なのですが、現状対応策というか、そういうのはどんなふうに見ているのでしょうか。というのは、遠軽町で丸瀬布厚生病院の厚生連からの撤退といえますか、そういうような事態になりまして、これもちょっと急だったのですが、遠軽町は厚生連の決定になかなか逆らえないということもありますけれども、そういう点では今後のベッド数の減に対応したような動きなのかと。厚生連の方針というのがどうなっているのかというのがちょっと気になるようなのです。その辺で地域医療対策室としてどのような見解があるのか、お聞きしたいと思います。

○(鈴木委員) 平成19年度から10億6,000万円を超える補助金を出しているとお答えをいただきました。この内容を見ますと3ページ、給与費の中に退職金給与費を含むと。退職金まで含むような形でこの支出はつくられているわけです。そして、対する収入があって、そしてその差額が1億200万円だということで、この状況でいったら何か北見市の市立病院みたいな感じの捉え方を私はどうしてもせざるを得ないのですが、北見市は市立病院を置くなていうことにはなっておりません。これ今市立病院的な感じのこの中身の精査というものを、やはり交通整理をきちんとすべきでないのか。補助金を出すべきものと、要するに経営努力によってそのものを縮小するとか縮減するとか。1日の患者数が113人の実績がありましたということですが、51.9人体制のところでは患者が100人しか来ないって、必要なのかと。そしたら、この給与費だって同じことです。医療対策室として、当然病院とは直接話さないでし

ょうから、JA厚生連とどんな協議をしているのですか。まず、そこを1つお伺いしたいのと、患者数のところで1日計画で115人、入院患者数1日43人、1日の定員、人間ドックです、定員3名、292人、これ恐らく年間なのかな。わからないですけれども、病院経営というのは恐らく患者さんがいて、患者さんから収入を得なかったら、そのほかには、特に在宅だとか人間ドックだとかいろいろあるでしょうけれども、これだけの計画で成り立つという計画書ももらっていること自体がおかしいと思いませんか。ちょっと教えてください。

○(加城委員) 鈴木委員からの質問に対する答弁で約10億6,000万円と。そして、ちょっと聞き逃した部分あって、運営損失金に対する部分でということだったと思うのですが、それであればプラス、金額的にはこの10年間で医療機器、例えば電子カルテだとかCTだとか、その他もろもろあると思いますので、北見市の負担総額をもう一回答弁いただきたいということと、あと年間で、土日ありますから、1日当たりの数字出ていますけれども、約3万人ぐらいの部分でCTだとか電子カルテ、その他、あとは運営損失金に対する補助金で、今金額出ると思いますが、それに対する部分で、合併のときからいろいろな部分で北見市で負担するのだという話もあったと思いますけれども、今後どんなような方向で考えているか、今ここで簡単にぱっと答えは出ないかもしれませんが、考え方の方向性だけでも示していただければありがたいと思います。

○(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時32分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(小熊係長) 加城委員からいただきましたご質問にお答えいたします。

先ほど鈴木委員からいただきましたご質問にお答えしました数字、10億6,237万何がしの数字につきましては、運営損失補償に加えまして、医師特手当分6,324万円を含んだ数字となっております。そこに、医療機器の更新に係る補助金につきましては今年度の予定額も含めまして、機器更新につきましては平成27年度から行っておりますけれども、平成27年度、平成28年度、平成29年度の見込みを含めまして1億6,774万6,916円の補償になります。それを含めまして、北見市から常呂厚生病院に対しての補助の累計につきましては12億3,012万5,802円となるところでございます。

私からは以上でございます。

○(山下主幹) 菊池委員よりご質問いただきました常呂厚生病院のベッド数減、またこれからの対応等につきましてお答えいたします。

常呂厚生病院につきましては、委員ご承知のとおり、北網区域医療構想の中で病床機能、病床削減等、これから具体的に2025年に向けて動いていくこととお聞きしておりますが、常呂厚生病院につきましても本年度の計画等の中でも適正な病棟再編計画策定、また病床の安定、稼働の維持、そういうものを目標に掲げまして、今後2025年に向けた病院のあり方等をこれから検討していくとお聞きしております。また、平成30年度に診療報酬の改定を控えておりますので、そういうものを含めまして、いろいろな運営形態をこれから、北見市も当然運営につきましてはいろいろチェックしていきながらということもございしますが、常呂厚生病院の中でもいろいろ経費縮減、経営改善等に取り組んでいただきながら、今後に向けて対応を図っていくとはお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○(清水室長) 私からは鈴木委員からの今後の常呂厚生病院の対応なのですが、常呂厚生病院につきましては常呂自治区の唯一の医療機関でありまして、住民の保健衛生の向上と医療の確保を目的とし

て設置されたものでございます。近年の人口減少、また社会経済の変更、受診者の減少によって病院経営は大変厳しい状況だと伺っております。このような中で常呂厚生病院としましては、それぞれ利用ニーズを把握しながら、経営の合理化や効率化を進めてきておりますし、病床の利用率の向上、健康管理活動としての健康診断、健康事業の拡大などの収益事業に取り組んでいるとも聞いております。また、今後も収益拡大を図りながら、地域医療の充実に向けて経営改善に向けた努力を続けてきていると聞いております。地域医療対策としては、常呂厚生病院からは毎月の運営状況の収支の状況について報告がございまして、その中で計画とその時点での相違等についてはそれぞれ努力をしていただきたいとお話しているところでございます。このようなことから、本市としましては住民が求めている地域医療の充実を図るため、今後とも当病院がより一層の経営改善に向かうよう経営損失金の圧縮に努めていただくとともに、あわせてこれまで結んでおります協定事項の適切な履行に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○（鈴木委員） 地域の病院として常呂厚生病院のあり方において、だめだと言っているわけではないのです。確かに必要なのかもしれません。地域にとっては必要なのですが、しかし今加城委員からもありましたように2回補助を行っているのです。要するに医療機器を買うからといって特別利益として、ことしは2,105万5,000円ですが、これは何を買ったか、私は専門家ではないからわからないのですけれども、恐らく医療機器だったとしたら、では手術室が3年間も使われていないなんていう現状をお聞きしたときに、何のために買うのですか。そして、なおかつ最後に1億円もの損失が出ると。昨年から比べたら1,000万円ちょっと少なくなりましたから、経営改善になりましたと。そんなのはとんでもない話です。平成28年だけで2つ合わせたら1億2,300万円になるわけでしょう。そして、総額で12億円、こ

れまでに補助しているわけですね。その中で医療機器にしても何にしても使われていない現状、そして室長おっしゃるような経営改善なんてどこに見られるのですか。51人もいる病院なんて北見市内、民間の病院でありますか。相当大きな病院のはずです。もう一度教えてください。

○（清水室長） 今鈴木委員のほうからいただきました内容につきましては、十分我々も今後検討させていただきまして、対応してまいりたいと思います。また、スタッフ数につきましては救急告知病院という形で24時間の時間になりますことから、先ほど申し上げましたスタッフ数についてはシフトの体制を含めまして対応されているという認識でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

〔「決算委員会でもう一回聞きま
す」と呼ぶ者あり〕

○（宮沢委員） 常呂厚生病院の問題ですけれども、必要なことはわかるけれども、厚生連の方針がどういうことになっているかは知らないけれども、要するに厚生連の経営努力が見られないように思うわけで、赤字になったらその部分を市にこれだけの赤字になりましたということで言えば出てくるから、経営努力が見られないのではないかと思いますけれども、その辺担当部署としてはどういう対応をして、どういう指導をしているのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○（加城委員） 今鈴木委員からも決算でもう一回聞くという話がありましたけれども、私も決算のときにお聞きしたいと思いますけれども、この資料は今回の決算に関係ないですけれども、この中の項目として、例えば減価償却費、機器住宅賃貸、修繕という、機器でとまって住宅の賃貸とか修繕なのか、この備考は。機器の住宅賃貸ってどんなものかとか、そういった細かいものが出てきますので、その辺を整理して、お答えできるようにしていただければありがたいと思います。聞きたいことが何点かあ

りますので、決算のほうでお聞きしたいと思っております。これは意見です。

○（清水室長） 宮沢委員のほうからいただきました厚生連の経営努力につきましては、先ほども申しましたように、我々としましては毎月報告の中で、計画と実績に基づいた形で報告をいただいておりますが、それらの対応について経営努力をしていただくようにこれからも申し入れをしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○（宮沢委員） 私が言っているのは、経営努力した結果、どうプラスになっているのかと。そういう例えば市の補助金が減っていくとか、あるいは患者数が今まで100人だったのが200人いたとか、そういう実績があればいいけれども、ただ言われたのに対して機器がどうか、まだ使えるのにまた新しいものを入れてみたり、そういう言いなりになってやっているのではないかという気がするから、その辺どうなっているのか説明して。チェックしているのです。

○（清水室長） 経営努力につきましては、先ほど我々のほうからも答弁させていただきましたけれども、資料2ページのところでありますけれども、人間ドックというのも、それぞれ病院のほうで各事業者を回りまして、人間ドックの対応を受け入れるという形で、計画値では292人のところ372人の受け入れをして、患者数と収益のほうに努力をしていると伺っております。

以上でございます。

○（隅田委員長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で地域医療対策室の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、端野総合支所所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（田辺支所長） お疲れさまでございます。それでは、今定例会に提案し、当委員会に付託いただきました議案第7号財産の取得についてご審査をお願いいたします。

第1回定例会におきまして、債務負担行為により議決をいただいております福祉バス車両購入について、契約を締結するに当たり、3,000万円を超えるため、北見市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○（菅原課長） それでは、議案第7号財産の取得について委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開き願います。今回購入予定の福祉バスにつきましては、全長が9メートルクラスの中型のバスでございます。乗車定員が運転手、ガイド席を含めまして42名となります。去る8月23日に指名競争入札を行い、その結果につきましては資料の4番と5番に記載のとおりでございます。現在仮契約中であり、今後の予定としましては今定例会にて議決をいただいた後に本契約を行い、発注から納車まで1年以上要することから、納期につきましては平成31年3月31日としたところでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○（隅田委員長） 補足説明が了しましたので、端野総合支所を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○（鈴木委員） これ入れかえですか。ちょっとその辺教えてください。

○（菅原課長） 現行のバスにつきましては平成21年に購入したものでございまして、今回は更新でござ

います。

○（隅田委員長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で端野総合支所の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 47 分 休 憩

午前 11 時 47 分 再 開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、付託議案5件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、9月22日午前9時30分から委員の皆様にお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、所管部からの報告を受けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 48 分 休 憩

午前 11 時 48 分 再 開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、留辺薬総合支所からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（飯塚支所長） それでは、留辺薬総合支所所管の北見市立養護老人ホーム静楽園・留辺薬ふれあいセンター民営化についてご説明させていただきます。

静楽園の民営化につきましては、本年2月15日に開催されました本常任委員会に民営化の公募について法人からの申請がなかったことと民営化の時期については当初の予定どおり平成30年4月を目標に進めることについてご報告をさせていただきました。その後、市内の各社会福祉法人へ静楽園の民営化について聞き取りを行ったところ、静楽園の課題も含め、法人としての課題もあり、早急に静楽園については判断ができないとのことをございました。今後におきましては、市内の各法人とさらに意見交換や情報収集しながら、可能な限り早期に民営化できるよう今後も継続して取り組んでまいります。平成30年4月の民営化の時期につきましては厳しい状況でございますので、当分の間延期をしたいと考えております。

詳細につきましては、担当主幹から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○（近井主幹） 私のほうから北見市立養護老人ホーム静楽園・留辺薬ふれあいセンター民営化について、お手元の委員会資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。1、民営化の時期についてですが、先ほど総合支所長からもお話をさせていただきましたが、静楽園の民営化について、平成30年4月を目標に民営化を進めておりましたが、市内法人を訪問して民営化について聞き取りを行い、次の理由があることから、当初予定していた時期に民営化が厳しい状況となりました。

2、理由についてですが、（1）介護報酬の減額改定への懸念として、平成30年度から介護報酬の改

定が予定されておりますが、法人において減額改定される懸念があり、その場合各法人は自己の施設運営の見直しが必要となることから、当分の間は静楽園の民営化に関する検討ができないこと、(2)収入増に関する不安として、静楽園では平成29年2月から介護サービスの見直しなどを行い、収入増を図ってきましたが、期間がまだ浅く、通年実績がないことから、各法人は当面状況を見守る姿勢を示しております。また、民営化後収支改善が図られたとしても黒字幅が少なく、将来の施設改築費等の捻出が難しいこと、(3)介護職員確保への不安として、介護職員不足が一層深刻となり、静楽園に勤務する職員確保は難しい状況であることから、各法人が将来の施設運営に不安を示していることの3点です。

3、対応についてですが、(1)静楽園の介護サービスの見直し後の収入を維持するとともに、さらなる収入増に向けて、ほかの施設の運営状況を研究していくこととします。(2)介護職員の養成校などを訪問しまして、静楽園の介護職員の確保に向けて要請を行ったところでありますが、今後においても継続的に介護職員確保に向けて要請を行っていくこととします。

4、今後についてですが、今後も各法人と意見交換及び情報収集を行うとともに、課題の解決を図りながら、可能な限り早期に民営化が可能となるよう取り組みに努めていきたいと考えております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) いろいろな形の中で取り組まれていることはご苦労されているのだなと考えます。静楽園の民営化というのは、この合併以来取り決められたことであって、皆さんがではなくて、その前の前の人たちが本当はやっておかなければならないことだったのが皆さんのところで、今後ろのほうに来て、どん詰まりになって、来年の3月にはできないという形になってしまった状況はよくわかりまし

た。早目の対応というものが必要なのかもしれませんが。また、打つ手を全て失ってしまったようなところもあるのかと考えています。

それで、今のお話を聞くと、来年の法改正によって介護の関係の認定が変わるのだと、金額が変わるのだというお話でありますし、それから金額、収支面で不安がある。また、その場所に行って働く人たちがいるかいないかわからない。そんな不安もあるという形でいくと、これ委員長、こんなことしていたら民営化無理ではないですか。根底から崩れてくる話ではないのかという気がします。要するに民営化にしようと思って、企業をずっと歩いても、不安材料ばかりあって、どこも受けてくれない。根底から崩れてくるのではないのかという気がするのですけれども、今後の取り組みというのもありましたけれども、やはり問題がどこにあって、そしてどのようなことをしなければいけないと思っておられるのか、その辺のところをちょっと聞いてみたいのですけれども。

○(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(飯塚支所長) 鈴木委員からございました静楽園の民営化についてのご質問でございますが、私ども4月以降、各市内の法人に聞き取りを行ったところでございます。その中で、2月に公募した課題等を把握しながら、これに関する対応を今後図っていきたいと考えております。また、法人が民営化で受託しやすい環境を整えることにより、今後の意見交換や情報収集をしながら民営化については進めていきたいと考えております。また、法人の大半が北見自治区内にあることから、留辺蘂自治区に所在する施設についての運営に関しては関心が薄いというこ

とも判明したことから、今後も訪問を重ねながら、それらの民営化に関する問題について解消していきたいと考えております。また、いずれにしましても今後の課題につきましては、市内の社会福祉法人を訪問しながら、意見交換や情報収集しながら、慎重にかつ早い時期にできるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○（鈴木委員） 課題等が見えてきたということがありますので、今まだ9月、行政関係でいったら期中ですね。来年3月まであるので、引き続きそういった民営化に向けた取り組みをしていただきたい。今の時点では、我々は3月には難しいよ、当然今の時点で決まっても3月には移行できないというのはわかっていますから、まず準備期間等を含めて1年以上も前に決まらないと移行はできないわけですから、いずれにしても来年3月には難しいということになっているわけですから、それ以降のことも含めて引き続き取り組んでほしいと考えております。頑張ってください。

○（隅田委員長） 意見として受けとめます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で留辺薬総合支所からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午前11時59分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時59分 閉議
